

議案第47号

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年6月7日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

介護保険法施行規則が改正されたことを踏まえ、主任介護支援専門員の定義について、同規則を引用して定義することとするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。</u>)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(<u>介護支援専門員であって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該主任介護支援専門員研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者</u>にあつては、<u>修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。</u>)をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成29年条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 (略)</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>平成26年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下この項において同じ。)を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(この条例による改正後の取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修(同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。)のうち最初のものをいう。以下同じ。)については、新条例第4条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により新条例第4条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新</u></p>

2 (略)

研修を修了した日とする。

4 前項の規定は、平成 26 年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第 4 条第 1 項第 3 号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

5 前 3 項の規定にかかわらず、平成 26 年度以前修了者が、平成 29 年 3 月 31 日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

6 (略)